附　則

この省令は、令和元年十一月一日から施行する。

○環境省令第十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条の八第一項第一号（第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十日

環境大臣　小泉進次郎

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令の一部を改正する省令

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　総領事館

区分	号別月額	［略］	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	［略］
			円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	
国の地域別	アジア		ムンバイ	コルカタ チェンナイ ベンガルール	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島	スラバヤ	メダン チェンマイ 済州 釜山 ダバオ	ホーチミン ペナン	
	大洋州								シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド	
	北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米		マナウス		リオデジャネイロ レシフェ	クリチバ サンパウロ	レオン			
	欧州		ウラジオストク	ハバロフスク		サンクトペテルブルク ユジノサハリンスク	エディンバラ	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ	
	中東		ジッダ				ドバイ		イスタンブール	
	アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で改令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分	号別月額	［同上］	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	［同上］
			円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	
国の地域別	アジア		ベンガルール ムンバイ	コルカタ チェンナイ 重慶 瀋陽	広州 上海 青島 香港		スラバヤ 済州 釜山	メダン チェンマイ ダバオ ホーチミン	ペナン	
	大洋州							シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド		
	北米				アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス			カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米		マナウス		リオデジャネイロ レシフェ	クリチバ サンパウロ	レオン			
	欧州		ウラジオストク ハバロフスク		ユジノサハリンスク	エディンバラ サンクトペテルブルク	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン マルセイユ	バルセロナ ストラスブール		
	中東		ジッダ				ドバイ		イスタンブール	
	アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で改令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。